

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 長浜市内の学校園及び学校給食センターで使用する電気
- (2) 供給建物 別紙1のとおり
- (3) 供給場所 別紙1のとおり

2. 仕様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6,000V
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,000V
エ 標準周波数	60ヘルツ
オ 受電方式	1回線受電
カ 非常用自家発電設備	なし

(2) 各施設の契約電力および予定使用電力量

ア 予定契約電力量 別紙2のとおり

その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量 別紙2のとおり

※数量は変更することがある。

各月の電力使用実績は、別紙3のとおり

(本年度から旧塩津小学校及び旧永原小学校が閉校となったため、使用実績については、同様に閉校管理中である旧杉野小中学校の実績を基に算出したものである。)

入札に用いる数量は別紙2のとおりとすること。

(3) 供給期間

令和8年10月1日0時から令和11年9月30日24時まで

ただし、別紙1に示す計量日が毎月1日以外の施設については、

令和8年10月計量日0時から令和11年10月計量日前日24時までとする。

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 需給地点

別紙1のとおり

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は一般電気事業者の所有とする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は、供給者との協議により定めた日によるものとする。検針日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月計量日の0時から当該月計量日の前日の24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制や特約割引など各社ごとに設定できるものとする。

(10) 請求に係る料金の算定

ア 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

イ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円としその端数は切り捨てることとする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

(11) 支払方法

供給者は、施設ごとに毎月の検針票および請求書を送付すること。なお、請求の際には、請求書ごとに内訳書（使用電力量、契約電力、最大需用電力、力率、単価、料金等）を添付すること。

(12) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款等の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は100%とする。

(13) 燃料費等調整額

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、

燃料費等の調整を行うものとする。

ただし、燃料費等の調整を行う場合は、地域の一般電気事業者が定める約款等の規定を越えない額とする。

なお、入札金額の算定に当たっては、燃料費等調整額は考慮しない。

(14) 暴力団員等による不当介入を受けた場合

ア 受注者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。

イ 受注者は、前項の規定により通報を行った場合は、長浜市に報告するものとする。

また、受注者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。

ウ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、長浜市と協議するものとする。

(15) その他

ア 入札金額の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費等調整額・市場価格調整単価・再生エネルギー促進賦課金は考慮しないこと。

イ 供給者は、落札後、各施設の基本料金ならびに力率修正、夏季・夏季以外の電力量料金およびこれらの総額が記載された入札内訳書を提出すること。ただし、入札内訳書に用いる数量は別紙2のとおりとすること。

ウ この仕様書に定めのない事項については、当該地域を所管する一般送配電事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。

エ この入札に係る契約は、「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、長浜市は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。